

平成 26 年 8 月 6 日
水 産 庁

トド管理基本方針

1. 目的

トドは人為的要因（採捕）等により個体数が減少した状況を踏まえ、平成 6 年から漁業法第 67 条第 1 項の規定に基づく北海道連合海区漁業調整委員会指示により、トドの来遊期毎の採捕数の制限が開始された。また、平成 19 年からは航空機目視調査結果などの科学的根拠に基づき、来遊期毎の許容される採捕数が示されるとともに青森県東部海区漁業調整委員会及び同県西部海区漁業調整委員会指示による採捕制限も開始された。

その結果、近年その個体数が急激に回復・増加し、環境省レッドリストにおいて平成 10 年以降選定されていた絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅱ類）が平成 24 年の見直しにより解除されるまでに至っている。

一方で、特に北海道日本海側のトドの主来遊域を中心に、トドの個体数の増加、来遊期間の長期化、漁網からの捕食の学習などから、漁獲物の食害や食害時の漁具破損などの漁業被害が発生している。北海道庁による漁業者からの聞き取り調査によれば、近年の漁業被害額は 15 億円前後となり、トドの来遊期には漁業被害の回避のため自主的な休漁を余儀なくされるなど、その被害規模は地域が疲弊するほど増大している状況となっている。

このような状況を踏まえ、被害地域の漁業がトドと共存できるよう、漁業被害の軽減及び絶滅回避の両立を目指したトドの個体群管理の基本的考え方を示すものとする。

2. 定義

(1) 対象水域

北海道及び青森県における日本海の沿岸又は沖合水域のうち、トドが来遊する水域とする。

(2) 来遊個体群

トドの西部系群（アジア集団）のうち、対象水域に来遊する分集団とする。

(3) 年度

近年の来遊状況を考慮し、当面 9 月から翌年 8 月までとする。

(4) 採捕数

対象水域における年度毎の以下の数の総和とする。

- ① 猟銃使用などによる採捕個体
- ② 採捕時に死亡し海没した個体
- ③ 採捕時に損傷を負わせ死亡させたと見なされる個体
- ④ 漁業により意図せず混獲され死亡した個体など上記以外の人為的な要因により死亡した個体

3. 基本的考え方

水産基本計画に掲げる「多様な海洋生物の共存下での漁業の発展の確保」を達成するため、トドの来遊域において、以下の考え方に基づき管理を行う。

- (1) トドの絶滅の危険性がない範囲内でトドによる漁業被害を最小化することを目標とする。
- (2) 過剰な採捕により、絶滅危惧種選定まで個体数の減少を来したという過去の経験を踏まえ、管理は予防原則に基づくとともに順応的管理の考え方を導入し行う。

4. 管理の目標

3の基本的考え方に基づき、10年後（平成36年度）に来遊個体群の個体数が現在（直近の推定時点（平成22年））の水準の60%となるまで減少させることを管理の目標とする。
ただし、以下の各基準に該当していなければならない。

- (1) 30年後の来遊個体群の個体数が現在の水準の20%以下となる確率が5%未満となること。
- (2) 100年以内に来遊個体群が絶滅する確率が10%未満であること。
- (3) 5年後の再評価で管理目標の水準を下回らないこと。

5. 採捕数の設定

- (1) 平成26年度から30年度までの5年間の採捕数の総和を3,020頭とする。
- (2) 年間の採捕数は、604頭とする。
 - ① 年間の採捕数から2(4)の④の数（当分の間103頭

とする)を減じた数を年間のクォータとする。

② ただし、前年度のクォータの未消化分があった場合には、クォータの15%相当分(75頭)を限度に翌年度に繰り越すことができる。

(3) 採捕数は9の(2)に基づき、5年後に再度見直すものとする。

6. 来遊個体群の個体数の推定

来遊個体群の個体数は以下の情報に基づき推定されたものとする。

(1) 上陸場調査及び航空機調査による確認個体数

(2) 漁業者による目撃情報(日時、位置、目撃情報)

7. 留意事項

本方針に基づくトドの管理を的確に行う観点から以下の事項について留意されることが必要である。

(1) 来遊個体群の個体数の正確な把握のため、出現状況などのモニタリングが継続的に行われるとともに、その精度の向上及び生態的なデータの蓄積が図られること。

(2) 正確な採捕数把握のための留意事項につき整理され、留意事項に従った採捕数の把握が行われていること。

(3) トドによる漁業被害の情報は、管理の効果を評価する上で重要な指標となるため、継続的な情報の収集が行われるとともに、その精度向上が図られること。

(4) 猟銃使用による採捕は、網付きトドの重点的採捕などの効果的な方法が積極的に採用されること。

(5) トドの採捕数の変化による漁業被害軽減効果の検証方法について検討されること。

(6) 猟銃使用による採捕は、可能な限り揚収できるような方法で行われること。

(7) 入手可能な情報に基づき、対象水域におけるトドの来遊個体群の個体数変化と食物網上トドと関連性を有すると考えられる生物の資源状態の関係について分析が試みられること。

8. 配慮事項

本方針に基づくトドの管理を円滑に行う観点から、以下の事項について配慮されることが必要である。

- (1) 熟練ハンターの有する技能の円滑な伝承を図るため、ハンター間の技術交流を促進するなど、人材育成が推進されること。
- (2) トドの生態に基づく効果的な非致死的手法の導入や強化網の普及などの被害軽減対策が合わせて推進されること。
- (3) 採捕された個体については、水産資源として食用等への利活用の促進が図られること。

9. 点検・見直し

- (1) 本方針に基づく管理の効果を把握するため、以下について逐次点検するものとする。
 - ① 採捕数の状況
 - ② 来遊個体群の個体数の変化
 - ③ 繁殖状況（繁殖期における繁殖場の新生子数）
 - ④ 来遊生態（来遊時期、来遊場所、来遊期間）
 - ⑤ 漁業被害の状況
 - ⑥ 7に掲げる事項の取組状況
 - ⑦ 8に掲げる事項の取組状況
 - ⑧ 食物網上トドと関連性を有すると考えられる生物の資源状態に関する情報
- (2) 本方針に基づく管理を開始してから5年を経過したときは、(1)の点検結果及び専門家の意見を踏まえ、本方針について所要の見直しを行うものとする。

ただし、想定外の状況が認められたときは、5年以内においても見直しを行えるものとする。